

- ・ 設備設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲
- 階数が 3 以上で床面積の合計が 5000 ㎡を超える建築物の設備設計
(該当であればチェックをしてください。)
- ・ 建築士及び構造設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲

建築士の業務範囲			木造				木造以外			
高さ、階数			平家建	2 階建	3 階建	高さ>16m または 4 階建 （ 地 階 を 除 く。）以上	高さ≤16m		高さ>16m または 4 階建（地階を 除く。）以上	
							平屋又は 2 階建	3 階建		
延 べ 面 積 ㎡	30 以下		☐ 誰でも		☐ 構造 一級	☐ 誰でも	☐ 二級	☐ 一級 （法 20 条一号又は二 号は構造一級）		
	30< ≤100									
	100< ≤300					☐ 木造				
	300< ≤500		☐ 二級			☐ 一級 （法 20 条二号は構造 一級）				
	500< ≤1000	一般	☐ 一級 （法 20 条二号は構造一級）							
		特殊								
	1000 超える	一般	☐ 二級							
		特殊								

特殊：学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有する）、百貨店で延べ面積 500 ㎡超

構造一級：構造設計一級建築士の関与を必要とする建築物を示す

増改築：増改築の場合の延べ面積は、増改築に係る部分で見る。

法 20 条一号：高さが 60m を超える建築物

法 20 条二号：高さが 60m 以下の建築物で以下に該当するもの

- ①木造の建築物（4 階建（地階を除く。）以上又は高さ 16m 超）
- ②鉄筋コンクリート造の建築物（高さ 20m 超）
- ③鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物（高さ 20m 超）
- ④鉄骨造の建築物（4 階建（地階を除く。）以上、高さ 16m 超）
- ⑤補強コンクリートブロック造の建築物（4 階建（地階を除く。）以上）
- ⑥国土交通大臣が指定する建築物（平成 19 年国土交通省告示第 593 号）

